

21世紀大学経営協会（U-MA21）の大学評価（案）

1. 大学評価制度を巡る動き

(1) 中央教育審議会の答申（2002年8月）

「大学の質の保証に関わる新たなシステムの構築について」

<基本的な考え方>

大学の教育研究の質の保証の必要性

- ・わが国の知的基礎の充実 → 国際競争力の強化
- ・国際的通用性の確保

規制改革の流れ

- ・事前規制型 → 事後チェック型へ



国による設置認可を弾力化するとともに第三者による継続的な評価体制を整備



<具体的な方策の1つ>

新たな第三者評価制度を導入

- ・国の認証を受けた評価機関が大学を定期的に評価し、一定水準に達しているかどうかをチェック

(2) 学校教育法の改正（2002年10月）

第三者評価による大学評価制度の導入（要旨の一部）

i. 定期的な第三者評価の実施

大学は、その水準の維持向上のため、①全学的な（及び専門職大学院の）教育研究等の状況について文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を定期的に受けるものとする。

ii. 評価結果の公表

認証評価機関は、大学の求めに応じ、認証評価を行い、その結果を当該大学に通知するとともに、公表し、文部科学大臣に報告するものとする。

iii. 認証評価機関の認証

評価機関の認証は、申請により行われるものとし、評価の基準や方法、体制等、公正かつ適確に認証評価を行い得る一定の要件に適合しているときには認証されるものとする。

2. 大学評価の目的

○大学自身とそのステークホルダー（利害関係者）が行動を決定する上での判断基準となるべきものである。大学は評価結果を通して経営組織として改善・改革行動に結びつけていくことになる。

①大学自身のための評価

高等教育研究サービス市場への参加資格者としての自己点検と教育研究内容の改善向上のための戦略的取組みを促すもの。

②ステークホルダーのための評価

学生（学費負担者）： 入学及び在学選択のための評価

国（納税者）： 助成のための評価

企業等： 研究資金提供者・人材受入者としての評価

投資家： 投資家としての評価

○両者とも、教育研究の質的向上と経営の安定性を求めることで共通しており、大学評価はこうした視点に応える必要がある。

3. 大学評価の一般的な対象項目

○一般的な評価の対象は、①経営（ガバナンス、財務）、②施設、③教育（カリキュラム）・研究、④教職員組織（③の担い手）であり、これらを形式性のみならず、その実効性（パフォーマンス）についても評価する必要がある。

4. U-MA 2 1 の大学評価の基本姿勢

○U-MA 2 1 の大学評価はその設立目的（社会的負託に応じて自らを活性化させ、教育研究活動の質的向上を図ることを支援する）に照らして以下の点に留意する。

(1) 各大学の個性を尊重し、質的向上のための改革努力を促すものとする。

(2) 大学の規模の差、既存の評価（入学時偏差値、ネームバリュー等）にとらわれないものとする。

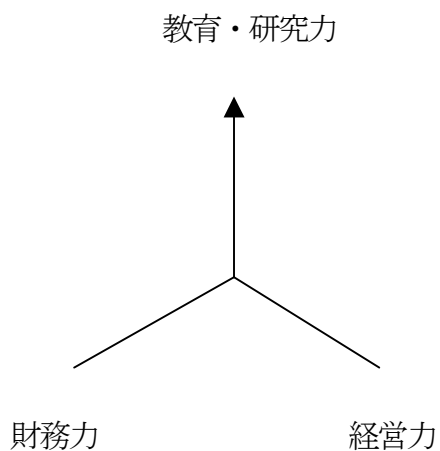
(3) 私大のみならず国公立大をも対象とするが、その財務基盤の差異に十分なる配慮を加える。

(4) U-MA 2 1 の現状の評価体制からみて、一般機能型（大学設置基準の項目全般を評価する認証評価機関参入）ではなく、重点機能型（教育の質的向上やコストパフォーマンス・経営力を重視する）を指向する。

5. U-MA 21の大学評価基準（3つないしは4つの座標軸）

- (1) 教育・研究力 : 学生が在学中に獲得した教育付加価値を測定することにより大学の教育力を判定する（在学生・卒業生・社会の評価）
教員のアカデミック水準と社会的要請への対応状況を測定し、高等教育研究機関としての研究力を判定する（公的・私的研究助成金の導入実績、研究成果の発表状況等）
- (2) 経営力 : 大学の質的向上を図るためには、組織体としての目標設定と経営管理が必要であり、それを生み出すガバナンス（統治システム＝理事会・監事、学内行政体制）が機能しているかを判定する。
- (3) 財務力 : 高度の教育研究サービスを安定的に提供していける財務基盤が整っているかを判定する。

財務力と経営力の座標軸が、教育・研究力を押し上げるという構図とし、下部構造の強さが、大学の事業目標（潜在力、顕在力）の達成につながる。その意味では三角形の大きさバランスが必要とする考え方をとる。



「付1」 判定指標

1. 教育・研究力

判定項目	判定指標
(1) 教育充実度（在学生・卒業生評価） * 母校の大学教育で評価できる点	①大学の理念や教育目的 ②教育カリキュラム ③教職員との接点 ④施設・設備 ⑤社会貢献・産学連携・国際交流 ⑥学生生活への配慮・就職進学支援 ⑦G P採択の有無
(2) 教育付加価値度（在学生・卒業生評価） * 大学教育・経験が仕事や生活で役に立っている点	①基本的な知識・一般教養 ②専門的な知識 ③専門的な技能・技術 ④外国語 ⑤対人基礎能力 ⑥思考・判断力 ⑦自己啓発・創造力 ⑧各種資格取得による知識 ⑨進路の知識 ⑩地域や社会との交流・人脈づくり
(3) 教育達成度（第3者評価）	①大学院進学実績 ②就職実績
(4) 研究力	①大学院設置 ②研究所設置 ③研究紀要発刊 ④学生1人当り図書数 ⑤専任教員1人当り学術誌掲載回数 ⑥ // 論文被引用回数 ⑦ // 学会発表回数 ⑧ // 科学研究費等外部資金 取得額 ⑨学生1人当りCOE採択資金額 ⑩ // 特許出願件数 ⑪ // 実施特許件数

2. 経営力

	<u>判定項目</u>	<u>判定指標</u>
(1) 経営責任体制	○理事会の機能	①経営計画の策定 ②経営計画のフォロー ③学外理事の比率 ④理事長・学長の分離
(2) 業務執行体制	○学内行政職の機能	①学長の選出方法 ②副学長・学部長の選出方法
(3) 業務監査体制	○監事の機能	①内部監査室の設置 ②監事の業務内容
(4) 人事管理制度	○教員評価 ○職員評価	①教員選任方法（任期制、公募等） ②教員評価制度（授業、研究、その他） ③職員評価制度
(5) 予算管理制度	○予算編成システム	①予算編成基準（事業評価制度、学部・学科別収支等） ②予算査定の責任者
(6) 資産管理制度	○施設整備 ○資産運用	①施設整備計画 ②資産運用関連規定

3. 財務力

<u>判定項目</u>	<u>判定指標</u>
(1) 短期資金安定度 (消)	①資産支出比率 = (人件費(資) + 教育研究経費(資) + 管理経費(資) / 帰属収入
(2) 外部負債返済余裕度	①借入金返済比率 = (借入金元本返済 + 借入金等利息) / 帰属収入(消)
(3) 収益度	①消費収支比率 = 消費支出(消) / 帰属収入(消) ②基本金組入率 = 基本金組入(消) / 帰属収入(消) ③外部資金調達率 = (寄付金 + 事業収入 + 補助金) / (消費支出(消) + 基本金組入)
(4) 資産充実度	①学生1人当り純資産 = (総資産 - 総負債) / 学生数 ②学生1人当り専任教員数 = 専任教員数 / 学生数 ③基本金比率 = 基本金 / 総資産 ④総負債比率 = 総負債 / 総資産
(5) 潜在成長度	①実質入試倍率 = 志願者数 × 偏差値 / 合格者数 ②学生1人当り教育研究コスト = 消費支出 / 学生数 × 消費支出 / 帰属収入

「付2」 検討のポイント

1. 総論

総合評価（格付）は可能か

各座標軸の数値化は可能か（絶対数値化、相対数値化）

最終的にはU-MA 21の設立趣旨（質的向上に向けた大学改革につながる評価方法）につながる必要があるが、それにふさわしいか

規模の大小、総合大学と単科大学との差異を乗り越える評価内容といえるか（逆に差異自体が個性の現れと見るべきか）

2. 各論

(1) 教育・研究力

（教育力）

①教育力をどう定義するか、その場合、本調査の把握方法は適切か

②教育力の評価者（大学を卒業した25～30歳の勤め人）は適切か

③判定項目は適切か

④調査の体系化に向けた方法論をどうするか（個別大学卒業生の調査を複数大学で実施する必要がある。本案では、特定大学に限定しない卒業生調査をまず実施し、一般データを作成する方法をとる）

（研究力）

① 大学における研究力の測定領域として判定項目は適切か

②研究力の把握（レイティング）を目的にするのか、研究力の強化（課題解決）を目的にするのか

③研究力の評価者は誰が適切か

④総合評価を判定指標と設定することは適切か

⑤調査実施方法は、協会による自主調査か参加大学の個別実施か、複数大学参加による協同企画（シンジケート調査）か

(2) 経営力

①判定指標、判定項目が多過ぎないか

②他に必要な指標や項目はないか

③判定綱目の3段階評価を前提にした場合、各段階別の要件をどう設定するか（U-MA 21としての価値判断に帰着する）

④判定指標や判定項目にウエイトをつけるべきか

⑤経営力としての点数化をどのように算出するか

（例：100点満点で0～20：1、21～40：2……81～100：5というような形式）

(3) 財務力

①判定指標と判定数値が多過ぎないか

②他に必要な指標と数値はないか

③判定指標にウエイトをつけるべきか

④財務力としての点数化をどのように算出するか（例えば、各指標ごとに私大平均値からの乖離率をもって1～5までの点数をつけ、総合計点により財務力としての5段階評価とする）

3. 今後の評価事業の進めかた

(1) 個別大学の評価事業に移る前に、U-MA 21として入手可能なデータをもとにした調査を実施する必要がある（少なくとも各大学からの資料提供やヒアリングが必要）

(2) 希望大学に対する評価事業を行うとした場合の費用負担と評価スタッフの確保をどうするか（最終評価はU-MA 21会員としても準備作業は外部委託が必要）

(3) 評価データの入力、管理をどうするか（実質的な事業機関の存在）

(4) 評価結果の対外発表のあり方をどうするか（個別大学の了承が必要）